

法施行に必要な政省令事項について

1. 政令事項

本日の合同会議での議論の後、経済産業省と環境省の両省（以下「両省」という。）にて政令案を作成する。

(1) 条約以外の協定等に基づき、輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行う必要がない物（法第2条第1項第1号柱書）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（略）をいう。
 一 条約附属書IVに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）
 イ～ホ （略）

- 現行の政令における第2条第1項の規定（条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物）と同様に、OECD 理事会決定に基づき我が国が規制を行う必要がない物として環境省令で定める物とする。
- 上記環境省令を定めようとするときは、環境大臣は経済産業大臣に協議するものとする。

(2) 認定の有効期間（法第14条第4項及び第15条第4項）

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、（略）経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。
 4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、（略）経産大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。
 4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定の有効期間は5年間とする。（相手国への同意手続との関係は資料1－1別紙参照）

(3) 認定及び変更の認定並びに認定の更新に関し必要な事項（法第14条第9項及び第15条第6項）

第十四条 （再生利用等目的輸入事業者の認定）
 9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。
 第十五条 （再生利用等事業者の認定）
 6 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

- 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定証の交付、認定証を汚損又は紛失した場合の再交付及び認定取消時、事業廃止時、認定の有効期間満了時等の場合の認定証の返納に係る規定を設ける。

(4) 手数料 (法第20条)

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一～五 (略)

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

- 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定又はその更新、これらの者の変更の認定並びに再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類の書換えを受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を定める。また、電子申請による場合の手数料も定める。
- 手数料の額は、それぞれの審査に要する人数と日数による人件費、現地調査のための旅費等の実費を勘案して設定する。

(5) 施行期日 (附則第1条)

附 則 (平成二十九年法律第九十二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下略)

- 関係事業者への周知期間や廃棄物処理法の有害使用済機器に係る規制の適用時期を考慮し検討することとする。

2. 省令事項

各事項について、今後、両省による合同検討会において検討し、両省において省令案を作成する。各事項の検討の方向性は、以下のとおり。

(1) 「特定有害廃棄物等」の定義 (法第2条第1項第1号イ)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物 (略) をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業 (略) を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの (略)

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

- 現行の告示「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第

一項第一号イに規定する物」(サービス告示)を基にしつつ、処分の目的ごとに、かつ、輸出・輸入の別に応じて定める。

- 再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、OECD 理事会決定と同様の基準で、「グリーンリスト対象物」を特定有害廃棄物等の範囲に含めないこととする。
- 雑品スクラップのように、規制対象物と規制対象外の物との混合物については、現場で客観的かつ短時間で該非判断が行えるような判断基準を作成することが考えられる。その際には、廃棄物処理法の「有害使用済機器」の定義についても考慮する。

(2) 条約締約国が独自に定める「有害廃棄物」の指定 (法第2条第1項第1号ホ)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物(略)をいう。
一 条約附属書IVに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの(略)
ホ 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。)において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

- 近年、我が国へのシップバック件数が増加傾向にある物等を規定すること(例えば、香港向け輸出における使用済の液晶ディスプレイその他のフラットパネルディスプレイなど)が考えられる。

(3) 環境の汚染を防止するために必要な措置の明確化 (法第4条第3項)

第四条 特定有害廃棄物を輸出しようとする者は、(略)輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。
2 経済産業大臣は、(略)経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。
3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、(略) 環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

- 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項」(基本的事項告示)等において規定している要件を基にして環境大臣の確認事項を定めることが考えられる。

(4) 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定に関する規定 (法第14条、第15条及び第18条第2項)

① 再生利用等目的輸入事業者が認定を受ける上での規定 (法第14条第1項)

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大

臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。
- 二 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
- 三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

→ 現行の輸入承認基準等を参考に、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮し、当該輸入が「的確」に行われるための輸入事業者に係る要件並びに人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がないものとするための輸入及び運搬に係る要件を定めることが考えられる。

② 輸入事業者が認定を申請する上での規定と提出書類（法第14条第2項）

第十四条

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
- 二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
- 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法

- 現行の輸入承認申請の様式を参考に、輸入事業者による認定の申請様式を定めることが考えられる。
- 提出書類については、現行の輸入承認申請時に提出する書類等を参考に、事業者への負担が過度なものとならないように配慮しつつ、上記①の認定基準への適合性を審査する上で必要な書類を定めることが考えられる。

③ 認定輸入事業者に関する変更の認定及び軽微な変更に関する規定（法第14条第5項）

第十四条5 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 認定輸入事業者が変更の認定を受けるにあたっては、審査に必要な情報として、変更の内容、変更の理由、変更の年月日等を提出させることが考えられる。
- 変更の認定が不要となる軽微な変更については、法第14条第1項の認定基準への適合性を再審査する必要があるもの（輸入しよう

とする特定有害廃棄物等の種類を変更する場合等) 以外のものとする
ことが考えられる。

④ 認定輸入事業者に関する軽微な変更の届出に関する規定 (法第14条第7項)

第十四条

7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

→ 当該軽微な変更の内容、変更の理由、変更の年月日を届出させることが考えられる。

⑤ 再生利用等事業者が認定を受ける上での規定 (法第15条第1項)

第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として、経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
- 二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

→ 現行の輸入承認基準や廃棄物処理法における再生利用事業者の認定基準等他の類似の制度における基準を参考に、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮し、当該再生利用等が的確に行われるための再生等利用事業者の要件並びに人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとするための再生利用等に係る要件を定めることが考えられる。

⑥ 再生利用等事業者が認定を申請する上での規定と提出書類 (法第15条第2項)

第十五条

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
- 二 再生利用等を行おうとする施設
- 三 再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

→ 現行の輸入承認申請の様式や廃棄物処理法における再生利用事業者の認定申請等他の類似の制度における様式を参考に、再生利用等事

業者による認定の申請様式を定めることが考えられる。

- 提出書類については、現行の輸入承認申請時に提出する書類や廃棄物処理法における再生利用事業者の認定申請等他の類似の制度において提出する書類を参考に、事業者への負担が過度なものとならないように配慮しつつ、上記⑤の認定基準への適合性を審査する上で必要な書類を定めることが考えられる。

⑦ 再生利用等事業者に関する変更の認定及び軽微な変更に関する規定（法第15条第5項）

第十五条

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、（略）読み替えるものとする。

（読み替え後準用）

5 第一項の認定を受けた者は、次条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 再生利用等事業者が変更の認定を受けるにあたっては、審査に必要な情報として、変更の内容、変更の理由、変更の年月日等を提出させることが考えられる。
- 変更の認定が不要となる軽微な変更については、法第15条第1項の認定基準への適合性を再審査する必要性があるもの（再生利用等を行おうとする施設の位置や処理方式を変更する場合等）以外のものとすることが考えられる。

⑧ 認定再生利用等事業者に関する軽微な変更の届出に関する規定（法第14条第5項）

第十五条

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、（略）読み替えるものとする。

（準用）

7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 当該軽微な変更の内容、変更の理由、変更の年月日を届出させることが考えられる。

⑨ 認定輸入事業者及び認定再生利用等事業者に対する報告徴収に関する
規定（法第18条第2項）

第十八条 2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、
特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分
を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対し、そ
の業務に関し報告をさせることができる。

- 認定輸入事業者及び認定再生利用等事業者に対して、毎年、輸入し、
又は処理した特定有害廃棄物等の種類、数量等について報告する旨
を規定することが考えられる。